

○ 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照条文
 ○ 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成十三年法律第六十四号）（抄）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義） 第二条（略） 254（略） 5 この法律において「第一種特定製品の廃棄等」とは、第一種特定製品を廃棄すること又は第一種特定製品の全部若しくは一部を原材料若しくは部品その他製品の一部として利用することを目的として有償若しくは無償で譲渡することをいう。</p> <p>（事業者の責務） 第四条 事業者は、前条第一項の指針に従い、特定製品が整備される場合、又は廃棄される場合において当該特定製品に使用されているフロン類が適正かつ確実に回収され、及び破壊されるために必要な措置その他特定製品に使用されているフロン類の排出の抑制のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>（国民の責務） 第六条 国民は、第三条第一項の指針に従い、特定製品を整備せ、又は廃棄する場合には、当該特定製品に使用されているフロン類が適正かつ確実に回収され、及び破壊されるように努めるとともに、国及び地方公共団体が特定製品からのフロン類の排出の抑制のために講ずる施策に協力しなければならない。</p> <p>（第一種フロン類回収業者の登録） 第九条 第一種フロン類回収業（第一種特定製品が整備され、又は第一種特定製品の廃棄等が行われる場合において当該第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類を回収すること</p>	<p>（定義） 第二条（略） 254（略）</p> <p>（事業者の責務） 第四条 事業者は、前条第一項の指針に従い、特定製品が廃棄される場合において当該特定製品に使用されているフロン類が適正かつ確実に回収され、及び破壊されるために必要な措置その他特定製品に使用されているフロン類の排出の抑制のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>（国民の責務） 第六条 国民は、第三条第一項の指針に従い、特定製品を廃棄する場合においては、当該特定製品に使用されているフロン類が適正かつ確実に回収され、及び破壊されるように努めるとともに、国及び地方公共団体が特定製品からのフロン類の排出の抑制のために講ずる施策に協力しなければならない。</p> <p>（第一種フロン類回収業者の登録） 第九条 第一種フロン類回収業（第一種特定製品が廃棄される場合において当該第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類を回収することを業として行うことをいう。以下同じ</p>

とを業として行うことをいう。以下同じ。)を行おうとする者は、その業務を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

2
(略)

(第一種特定製品整備者の引渡義務等)

第十八条の二 第一種特定製品の整備を行う者(以下「第一種特定製品整備者」という。)は、第一種特定製品の整備に際して、当該第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロンを回収する必要があるときは、当該フロンの回収を第一種フロンの回収業者に委託しなければならない。ただし、第一種特定製品整備者が第一種フロンの回収業者である場合において、当該第一種特定製品整備者が自ら当該フロンの回収を行うときは、この限りでない。

2| 第一種フロンの回収業者(前項ただし書の規定により自らフロンの回収を行う第一種特定製品整備者を含む。第二十一条、第二十二條第一項から第三項まで、第二十三條、第二十四條第三項から第五項まで、第三十三條第一項及び第四項並びに第三十四條第二項において同じ。)は、前項本文に規定するフロンの回収の委託を受けてフロンの回収を行い、又は同項ただし書の規定によるフロンの回収を行うに当たっては、第二十条第二項に規定するフロンの回収に関する基準に従って行わなければならない。

3| 第一種特定製品整備者は、第一項本文の規定により第一種フロンの回収業者に第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロンの回収させた場合において、当該フロンのうち再び当該第一種特定製品に冷媒として充てんされなかったものがあるときは、これを当該第一種フロンの回収業者に引き渡さなければならない。

4| 第一種フロンの回収業者は、第一種特定製品整備者から前項に規定するフロンの引取りを求められたときは、正当な理由

。を行おうとする者は、その業務を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

2
(略)

がある場合を除き、当該フロン類を引き取らなければならない。

(第一種特定製品廃棄等実施者の引渡義務)

第十九条 第一種特定製品の廃棄等を行うとする者（以下「第一種特定製品廃棄等実施者」という。）は、自ら又は他の者に委託して、第一種フロン類回収業者に対し、当該第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類を引き渡さなければならない。

(特定解体工事元請業者の確認及び説明)

第十九条の二 建築物その他の工作物（当該建築物その他の工作物に第一種特定製品が設置されていないことが明らかなるものを除く。）の全部又は一部を解体する建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）を発注しようとする者（以下この条及び第五十二条第一項において「特定解体工事発注者」という。）から直接当該建設工事を請け負おうとする建設業（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第二項に規定する建設業をいう。）を営む者（以下「特定解体工事元請業者」という。）は、当該建築物その他の工作物における第一種特定製品の設置の有無について確認を行うとともに、当該特定解体工事発注者に対し、当該確認の結果について、主務省令で定める事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。

2 前項の場合において、特定解体工事発注者は、特定解体工事元請業者が行う第一種特定製品の設置の有無についての確認に協力しなければならない。

(第一種特定製品廃棄等実施者による書面の交付等)

第十九条の三 第一種特定製品廃棄等実施者は、その第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類を自ら第一種フロン類回収業者に引き渡すときは、主務省令で定めるところによ

(第一種特定製品廃棄者の引渡義務)

第十九条 第一種特定製品を廃棄しようとする者（以下「第一種特定製品廃棄者」という。）は、自ら又は他の者に委託して、第一種フロン類回収業者に対し、当該第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類を引き渡さなければならない。

り、当該第一種フロン類回収業者に次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

一 第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所

二 引渡しに係るフロン類が充てんされている第一種特定製品の種類及び数

三 引渡しを受ける第一種フロン類回収業者の氏名又は名称及び住所

四 その他主務省令で定める事項

2

第一種特定製品廃棄等実施者は、その第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類の第一種フロン類回収業者への引渡しを他の者に委託する場合（当該フロン類の引渡しに当たって当該フロン類に係る第一種特定製品を運搬する場合において、当該第一種特定製品の運搬のみを委託するときを除く。）

において、当該引渡しの委託に係る契約を締結したときは、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、当該引渡しの委託を受けた者に次に掲げる事項を記載した書面（以下この条及び次条第一項において「委託確認書」という。）を交付しなければならない。

一 第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所

二 引渡しに係るフロン類が充てんされている第一種特定製品の種類及び数

三 引渡しの委託を受けた者の氏名又は名称及び住所

四 その他主務省令で定める事項

3

第一種特定製品廃棄等実施者は、第一項の規定による書面の交付又は前項の規定による委託確認書の交付をする場合においては、当該書面の写し又は当該委託確認書の写しをそれぞれ当該交付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

4

第一種特定製品廃棄等実施者から第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類の第一種フロン類回収業者への引渡しの委託を受けた者（当該委託に係るフロン類につき順次行

られる第一種フロン類回収業者への引渡しの際の再委託を受けた者を含む。以下「第一種フロン類引渡受託者」という。）は、当該委託に係るフロン類の引渡しを他の者に再委託しようとする場合（当該フロン類の引渡しに当たって当該フロン類に係る第一種特定製品を運搬する場合において、当該第一種特定製品の運搬のみを委託するときを除く。）には、あらかじめ、当該第一種特定製品廃棄等実施者に対して当該引渡しの際の再委託を受けようとする者の氏名又は名称及び住所を明らかにし、当該第一種特定製品廃棄等実施者から当該引渡しの際の再委託について承諾する旨を記載した書面（主務省令で定める事項が記載されているものに限る。）の交付を受けなければならない。この場合において、当該第一種特定製品廃棄等実施者又は当該第一種フロン類引渡受託者は、それぞれ、当該交付をした書面の写し又は当該交付を受けた書面を当該交付をした日又は当該交付を受けた日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

5 | 第一種フロン類引渡受託者は、当該委託に係るフロン類の引渡しの再委託に係る契約を締結したときは、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、当該フロン類に係る委託確認書に当該引渡しの再委託を受けた者の氏名又は名称及び住所その他の主務省令で定める事項を記載し、当該引渡しの再委託を受けた者に当該委託確認書を回付しなければならない。

6 | 第一種フロン類引渡受託者は、当該委託に係るフロン類を第一種フロン類回収業者に引き渡すときは、主務省令で定めるところにより、当該フロン類に係る委託確認書に主務省令で定める事項を記載し、当該第一種フロン類回収業者に当該委託確認書を回付しなければならない。

7 | 第一種フロン類引渡受託者は、前二項の規定による委託確認書の回付をする場合においては、当該委託確認書の写しを当該回付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

(第一種フロン類回収業者の引取義務)

第二十条 第一種フロン類回収業者は、第一種特定製品廃棄等実施者から、直接に又は第一種フロン類引渡受託者を通じて第十九条に規定するフロン類の引取りを求められたときは、前条第一項の規定による書面の交付又は同条第六項の規定による委託確認書の回付がない場合その他正当な理由がある場合を除き、当該フロン類を引き取らなければならない。

2 (略)

(引取証明書)

第二十条の二 第一種フロン類回収業者は、第一種特定製品廃棄等実施者から直接にフロン類を引き取ったときは、フロン類の引取りを証する書面(以下この条において「引取証明書」という。)に主務省令で定める事項を記載し、主務省令で定めるところにより、当該第一種特定製品廃棄等実施者に当該引取証明書を交付しなければならない。この場合において、当該第一種フロン類回収業者は、当該引取証明書の写しを当該交付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

2 第一種フロン類回収業者は、第一種特定製品廃棄等実施者から第一種フロン類引渡受託者を通じてフロン類を引き取ったときは、引取証明書を主務省令で定める事項を記載し、主務省令で定めるところにより、当該第一種フロン類引渡受託者に当該引取証明書を交付するとともに、遅滞なく、当該フロン類に係る第一種特定製品廃棄等実施者に当該引取証明書の写しを送付しなければならない。この場合において、当該第一種フロン類回収業者は、当該交付をした引取証明書の写しを当該交付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

3 第一種特定製品廃棄等実施者は、第一項の規定による引取証明書の交付又は前項の規定による引取証明書の写しの送付を受けたときは、当該引渡しを終了したことをそれぞれ当該引取証明書又は当該引取証明書の写しにより確認し、かつ、当該引取

(第一種フロン類回収業者の引取義務)

第二十条 第一種フロン類回収業者は、第一種特定製品廃棄者から前条に規定するフロン類の引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、当該フロン類を引き取らなければならない。

2 (略)

証明書又は当該引取証明書の写しをそれぞれ当該交付を受けた日又は当該送付を受けた日から主務省令で定める期間保存しなければならぬ。

4 第一種特定製品廃棄等実施者は、主務省令で定める期間内に、第一項の規定による引取証明書の交付若しくは第二項の規定による引取証明書の写しの送付を受けないとき、又は第一項若しくは第二項の規定する事項が記載されていない引取証明書若しくは引取証明書の写し若しくは虚偽の記載のある引取証明書若しくは引取証明書の写しの交付若しくは送付を受けたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に報告しなければならぬ。

5 第一種フロン類引渡受託者は、第二項の規定による引取証明書の交付を受けたときは、当該引取証明書を当該交付を受けた日から主務省令で定める期間保存しなければならぬ。

6 前各項に定めるもののほか、引取証明書に関し必要な事項は、主務省令で定める。

(第一種フロン類回収業者の引渡義務)

第二十一条 第一種フロン類回収業者は、第十八条の二第一項ただし書の規定により第一種特定製品に係るフロン類を回収した場合において当該フロン類のうち再び当該第一種特定製品に冷媒として充てんしなかつたものがあるとき、又は同条第四項若しくは第二十条第一項の規定によりフロン類を引き取ったときは、自ら当該フロン類の再利用（当該フロン類を自ら冷媒その他製品の原材料として利用し、又は冷媒その他製品の原材料として利用する者に有償若しくは無償で譲渡し得る状態にすることをいう。以下同じ。）をする場合その他主務省令で定める場合を除き、第二十六条第二号ニに規定するフロン類破壊業者に対し、当該フロン類を引き渡さなければならない。

2 第一種フロン類回収業者（その委託を受けてフロン類の運搬を行う者を含む。）は、前項の規定によるフロン類の引渡しに

(第一種フロン類回収業者の引渡義務)

第二十一条 第一種フロン類回収業者は、前条第一項の規定によりフロン類を引き取ったときは、自ら当該フロン類の再利用（当該フロン類を自ら冷媒その他製品の原材料として利用し、又は冷媒その他製品の原材料として利用する者に有償若しくは無償で譲渡し得る状態にすることをいう。以下同じ。）をする場合その他主務省令で定める場合を除き、第二十六条第二号ニに規定するフロン類破壊業者に対し、当該フロン類を引き渡さなければならない。

2 第一種フロン類回収業者は、前項の規定によるフロン類の引渡しに当たっては、主務省令で定めるフロン類の運搬に関する

当たっては、主務省令で定めるフロン類の運搬に関する基準に従って、フロン類を運搬しなければならない。

(回収量の記録等)

第二十二条 第一種フロン類回収業者は、主務省令で定めるところにより、フロン類の種類ごとに、第一種特定製品の整備が行われる場合において回収した量(回収した後再び当該第一種特定製品に冷媒として充てんした量を除く。第三項において同じ。)、第一種特定製品の廃棄等が行われる場合において回収した量、第二十六条第二号ニに規定するフロン類破壊業者に引き渡した量、再利用をした量その他の主務省令で定める事項に關し記録を作成し、これをその業務を行う事業所に保存しなければならない。

2| 第一種フロン類回収業者は、第一種特定製品の整備の発注者、第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者又は第一種フロン類引渡受託者から、これらの者に係る前項の規定による記録を閲覧したい旨の申出があつたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

3| 第一種フロン類回収業者は、主務省令で定めるところにより、フロン類の種類ごとに、毎年度、前年度において、第一種特定製品の整備が行われる場合において回収した量、第一種特定製品の廃棄等が行われる場合において回収した量、第二十六条第二号ニに規定するフロン類破壊業者に引き渡した量、再利用をした量その他の主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

4| (略)

(指導及び助言)

第二十三条 都道府県知事は、第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、特定解体工事元請業者又は第一種フロン類回収業者に対し、第十八条の二第一項本文の規定によるフロン

基準に従って、フロン類を運搬しなければならない。

(回収量の記録等)

第二十二条 第一種フロン類回収業者は、主務省令で定めるところにより、フロン類の種類ごとに、第一種特定製品が廃棄される場合において回収した量、第二十六条第二号ニに規定するフロン類破壊業者に引き渡した量、再利用をした量その他の主務省令で定める事項に關し記録を作成し、これをその業務を行う事業所に保存しなければならない。

2| 第一種フロン類回収業者は、主務省令で定めるところにより、フロン類の種類ごとに、毎年度、前年度において、第一種特定製品が廃棄される場合において回収した量、第二十六条第二号ニに規定するフロン類破壊業者に引き渡した量、再利用をした量その他の主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

3| (略)

(指導及び助言)

第二十三条 都道府県知事は、第一種フロン類回収業者に対し、第二十条第一項の規定によるフロン類の引取り又は第二十一条第一項の規定によるフロン類の引渡しの実施を確保するため必

ン類の回収の委託、同条第三項、第十九条若しくは第二十一条第一項の規定によるフロン類の引渡し、第十八条の二第四項若しくは第二十条第一項の規定によるフロン類の引取り又は第十九条の二第一項の規定による確認及び説明の実施を確保するため必要があると認めるときは、当該回収の委託、引渡し、引取り又は確認及び説明の実施に関し必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第二十四条 都道府県知事は、第一種特定製品廃棄等実施者又は第一種フロン類引渡受託者が第十九条の三の規定を遵守していないと認めるときは、これらの者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

2 | 都道府県知事は、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者又は第一種フロン類回収業者が第二十条の二第一項から第五項までの規定を遵守していないと認めるときは、これらの者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

3 | 都道府県知事は、第一種フロン類回収業者が第二十条第二項に規定するフロン類の回収に関する基準を遵守していないと認めるとき、又は第一種フロン類回収業者(その委託を受けてフロン類の運搬を行う者を含む。以下この項において同じ。)が第二十一条第二項に規定するフロン類の運搬に関する基準を遵守していないと認めるときは、当該第一種フロン類回収業者に対し、期限を定めて、その基準を遵守すべき旨の勧告をすることができる。

4 | 都道府県知事は、正当な理由がなくて前条に規定する回収の委託、引渡し又は引取りをしない第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者又は第一種フロン類回収業者があるときは、これらの者に対し、期限を定めて、当該回収の委託、引渡し又は引取りをすべき旨の勧告をすることができる。

要があると認めるときは、当該引取り又は引渡しの実施に関し必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第二十四条 都道府県知事は、第一種フロン類回収業者が第二十条第二項に規定するフロン類の回収に関する基準又は第二十一条第二項に規定するフロン類の運搬に関する基準を遵守していないと認めるときは、当該第一種フロン類回収業者に対し、期限を定めて、その基準を遵守すべき旨の勧告をすることができる。

2 | 都道府県知事は、正当な理由がなくて前条に規定する引取り又は引渡しをしない第一種フロン類回収業者があるときは、当該第一種フロン類回収業者に対し、期限を定めて、当該引取り又は引渡しをすべき旨の勧告をすることができる。

5 都道府県知事は、前各項の規定による勧告を受けた第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者又は第一種フロン類回収業者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつたときは、これらの者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(破壊量の記録等)

第三十四条 (略)

2 フロン類破壊業者は、第一種特定製品の整備の発注者、第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者、第一種フロン類回収業者、使用済自動車(使用済自動車再資源化法第二条第二項に規定する使用済自動車をいう。以下同じ。)を引取業者に引き渡した者、引取業者、第二種フロン類回収業者、自動車製造業者等又は指定再資源化機関から、これらの者に係る前項の規定による記録を閲覧したい旨の申出があつたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

3 (略)

第三十七条 第一種フロン類回収業者は、第一種特定製品整備者から第十八条の二第一項本文に規定するフロン類の回収の委託を受けようとするとき、又は第一種特定製品廃棄等実施者から第十九条に規定するフロン類の引取りを求められたときは、当該第一種特定製品整備者又は第一種特定製品廃棄等実施者に対し、当該フロン類の回収、当該フロン類をフロン類破壊業者に引き渡すために行う運搬及び当該フロン類の破壊を行う場合に必要となる費用(以下この条において「フロン類の回収等の費用」という。)に関し、適正な料金を請求することができる。

2 第一種特定製品整備者又は第一種特定製品廃棄等実施者は、前項の規定による第一種フロン類回収業者の請求に応じて適正

3 都道府県知事は、前二項の規定による勧告を受けた第一種フロン類回収業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該第一種フロン類回収業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(破壊量の記録等)

第三十四条 (略)

2 フロン類破壊業者は、第一種特定製品廃棄者、第一種フロン類回収業者、使用済自動車(使用済自動車再資源化法第二条第二項に規定する使用済自動車をいう。以下同じ。)を引取業者に引き渡した者、引取業者、第二種フロン類回収業者、自動車製造業者等又は指定再資源化機関から、これらの者に係る前項の規定による記録を閲覧したい旨の申出があつたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

3 (略)

第三十七条 第一種フロン類回収業者は、第一種特定製品廃棄者から第十九条に規定するフロン類の引取りを求められたときは、当該第一種特定製品廃棄者に対し、当該フロン類の回収、当該フロン類をフロン類破壊業者に引き渡すために行う運搬及び当該フロン類の破壊を行う場合に必要となる費用(次項において「フロン類の回収等の費用」という。)に関し、適正な料金を請求することができる。

2 第一種特定製品廃棄者は、前項の規定による第一種フロン類回収業者の請求に応じて適正な料金の支払を行うことにより当

な料金の支払を行うことにより当該フロン類の回収等の費用を負担するものとする。

3 第一種特定製品整備者は、前項の規定により料金の支払を行ったときは、当該第一種特定製品の整備の発注者に対し、当該料金の額に相当する金額の支払を請求することができる。

4 第一種特定製品整備者は、第十八条の二第一項ただし書の規定により自らフロン類の回収を行ったときは、当該第一種特定製品の整備の発注者に対し、当該フロン類の回収等の費用に關し、適正な料金を請求することができる。

5 第一種特定製品の整備の発注者は、前二項の規定による第一種特定製品整備者の請求に応じて支払を行うことにより当該フロン類の回収等の費用を負担するものとする。

(表示)

第三十九条 (略)

一 (略)

二 当該特定製品を廃棄する場合(当該特定製品が第一種特定製品である場合)あつては当該第一種特定製品の廃棄等を行う場合、当該特定製品が第二種特定製品である場合にあつては当該第二種特定製品が搭載されている使用済自動車を取業者に引き渡す場合)には、当該フロン類の回収が必要であること。

三 (略)

(第二種特定製品搭載自動車の整備の際の遵守事項)

該フロン類の回収等の費用を負担するものとする。

(表示)

第三十九条 (略)

一 (略)

二 当該特定製品を廃棄する場合(当該特定製品が第二種特定製品である場合)あつては、当該第二種特定製品が搭載されている使用済自動車を引取業者に引き渡す場合)には、当該フロン類の回収が必要であること。

三 (略)

(特定製品の整備の際の遵守事項)

第四十条 第一種特定製品の整備に際して当該第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類の回収又は運搬を行う者は、当該フロン類の回収又は運搬を行うに当たっては、第二十条第二項に規定するフロン類の回収に關する基準又は第二十一条第二項に規定するフロン類の運搬に關する基準に従つて行わなければならない。

第四十条 第二種特定製品が搭載されている自動車（使用済自動車再資源化法第二条第一項に規定する自動車をいう。以下同じ。）の整備に際して当該第二種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類の回収又は運搬を行う者は、当該フロン類の回収又は運搬を行うに当たっては、主務省令で定めるフロン類の回収又は運搬に関する基準に従って行わなければならない。

（報告の徴収）

第四十三条 主務大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者、第一種フロン類回収業者又はフロン類破壊業者に対し、フロン類の引渡し、回収又は破壊の実施の状況等に関し報告を求めることができる。

（立入検査）

第四十四条 主務大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、その職員に、第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者、第一種フロン類回収業者又はフロン類破壊業者の事務所若しくは事業所又はフロン類の回収の業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 3 （略）

（資料の提出の要求）

第四十五条 主務大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係都道府県知事又は第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者、第一種フロン類回収業者、フロン類破壊業者、特定解体工事元請業者若しくは第二種特定製品が搭載されている自動車の

2 | 第二種特定製品が搭載されている自動車（使用済自動車再資源化法第二条第一項に規定する自動車をいう。以下同じ。）の整備に際して当該第二種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類の回収又は運搬を行う者は、当該フロン類の回収又は運搬を行うに当たっては、主務省令で定めるフロン類の回収又は運搬に関する基準に従って行わなければならない。

（報告の徴収）

第四十三条 主務大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第一種フロン類回収業者又はフロン類破壊業者に対し、フロン類の回収又は破壊の実施の状況等に関し報告を求めることができる。

（立入検査）

第四十四条 主務大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、その職員に、第一種フロン類回収業者又はフロン類破壊業者の事務所若しくは事業所又はフロン類の回収の業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 3 （略）

（資料の提出の要求）

第四十五条 主務大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係都道府県知事又は第一種フロン類回収業者、フロン類破壊業者、第一種特定製品の整備を行う者若しくは第二種特定製品が搭載されている自動車の整備を行う者に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

整備を行う者に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

(フロン類に関する情報の公表)

第四十六条 主務大臣は、第二十二條第四項の規定による通知又は第三十四條第三項の規定による報告に係る事項その他この法律の規定により収集された情報を整理して、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の状況その他のフロン類に関する情報を公表するものとする。

(主務大臣等)

第五十二條 この法律における主務大臣は、環境大臣及び経済産業大臣とする。ただし、第三條に規定する指針のうち特定解体工事発注者及び特定解体工事元請業者に係る事項並びに第二種特定製品が搭載されている自動車の整備に係る事項並びに特定解体工事元請業者及び第二種特定製品が搭載されている自動車の整備を行う者に係る第四十五條の規定による資料の提出の要求に関する事項については、環境大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣とする。

2 この法律における主務省令は、環境大臣及び経済産業大臣の発する命令とする。ただし、第十九條の二第一項及び第四十條の主務省令については、環境大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣の発する命令とする。

第五十六條 第二十四條第五項又は第三十六條第三項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第五十八條 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二條第一項又は第三十四條第一項の規定に違反して、記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は記録

(フロン類に関する情報の公表)

第四十六条 主務大臣は、第二十二條第三項の規定による通知又は第三十四條第三項の規定による報告に係る事項その他この法律の規定により収集された情報を整理して、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の状況その他のフロン類に関する情報を公表するものとする。

(主務大臣等)

第五十二條 この法律における主務大臣は、環境大臣及び経済産業大臣とする。ただし、第三條に規定する指針のうち第二種特定製品が搭載されている自動車の整備に係る事項及び第二種特定製品が搭載されている自動車の整備を行う者に係る第四十五條の規定による資料の提出の要求に関する事項については、環境大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣とする。

2 この法律における主務省令は、環境大臣及び経済産業大臣の発する命令とする。ただし、第四十條第二項の主務省令については、環境大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣の発する命令とする。

第五十六條 第二十四條第三項又は第三十六條第三項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第五十八條 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二條第一項又は第三十四條第一項の規定に違反して、記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は記録

を保存しなかつた者

二 第二十二條第三項、第三十四條第三項又は第四十三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第四十四條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

を保存しなかつた者

二 第二十二條第二項、第三十四條第三項又は第四十三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第四十四條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者